

○國學院大學大学院特別研究員への研究費助成に関する内規

平成25年4月11日

(目的)

第1条 この内規は、國學院大學特別研究員規程第7条に基づく研究費の助成について定め、もって大学院における若手研究者のグローバル人材養成に資するものとする。

(対象)

第2条 助成対象者は、特別研究員を申請した当該年度の4月1日現在で満40歳未満とする。

(助成内容)

第3条 助成内容は、次のとおりとする。なお、費目の変更はできないものとする。

(1)図書資料費 10万円

(2)交通費 10万円

(3)海外における国際学会等への出席のための旅費 20万円

2 前項の執行は、大学院事務課を通じて行うものとする。

3 第1項第3号の執行については、國學院大學大学院国際交流旅費補助に関する規程を準用する。

(助成期間)

第4条 助成期間は単年度とし、3年を限度として継続して助成することができる。

(報告書)

第5条 助成を受けた者は、当該年度終了までに研究実績報告書を学長に提出しなければならない。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。